

令和6年度 孤独・孤立対策地域NPO等活動支援事業費補助金について

1 目 的

NPO法人や社会福祉法人等が、県内において孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者等に対して支援活動を行うために必要な経費を補助します。

2 対象団体

次の(1)から(4)全てに該当する団体

- (1) 県内において孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者等に対して支援活動を行うNPO法人や社会福祉法人、その他の民間団体で、地域の自立相談支援機関と連携が図られていること。
(予定を含む)
- (2) えひめ孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに登録していること。
※えひめ孤独・孤立対策官民連携プラットフォームとは、行政や公的機関だけでなく、地域のNPO・ボランティア団体や企業等の多様な主体が連携しながら支援していく枠組みです。下記URLをご確認の上、ご登録ください。
 - [えひめ孤独・孤立対策相談窓口・支援情報サイト「ひとりじゃないよ！愛媛県」]
<https://hitorinoai.com/support/>
 - [登録/変更申請フォーム]
<https://pro.form-mailer.jp/fms/3a205718275343>
- (3) 物価高騰等の影響を受け、支援ニーズの高まりによる事業量が増加しており、地域の生活困窮者等を支援する上で、当該団体による支援が必要とされていること。
- (4) 申請しようとする活動に対し、本事業以外の補助金・助成金の交付を受けていないこと。
※行政や他団体から受けている補助金・助成金と明確に区別できる場合は、対象となる可能性があります。本補助金を申請する前に、行政や補助金・助成金支援団体への確認を行ってください。
- (5) 愛媛県の規定指定金融機関又は指定代理金融機関の口座を開設しており、愛媛県会計規則第44条の規定に基づく口座振替申込書兼債権者登録(変更)票を提出し、口座振込で補助金の支払が可能であること。

3 対象期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日

4 補助金額

1団体300,000円(上限額)

5 募集数

予算を超えない範囲の団体数(25団体程度)

6 対象経費

県が設置する審査会で必要と認められた孤独・孤立対策地域NPO等活動事業に要する経費

(人件費、報償費、旅費、物品購入費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、通信環境整備費、燃料費、光熱費、役務費)

【活動例】高齢者や子どもの居場所づくり、困りごと相談、就労支援、衣食住支援、講座・研修会の開催 など。

【具体例】生活困窮者等に対する食糧支援の活動で、提供する食糧を購入した。

生活困窮に陥りそうな世帯への訪問活動で、生活必需品を購入し持参した など。

7 申請方法

- (1) 交付申請書に必要事項を記入し、郵送及びデータで、県へ提出（**3月13日**必着）
※金額が確定している場合は、対象経費の確認を行うため、領収書等の根拠書類を合わせてご提出ください。
- (2) 県が設置する審査会で審査を行い決定
- (3) 交付決定通知を申請団体に送付
- (4) 申請団体は事業を実施
- (5) 申請団体は、報告書・請求書を作成し、郵送及びデータで、県へ提出（**3月31日**必着）

8 その他

- (1) 必要に応じて県が設置する審査会に出席し、活動内容を報告いただく場合がありますので、予めご了承ください。
- (2) 詳しくは、県のホームページをご覧ください。
- (3) ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ・応募書類提出先】

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課企画係

TEL：089-912-2383（係直通）

FAX：089-921-8004

メールアドレス：hokenhukushi@pref.ehime.lg.jp